

新飛泉

第3号

(株)イメージプラン飛騨
〒506-0808
高山市松本町2118-27
TEL 0577 35-2360
FAX 0577 35-0507
http://www.image-plan.com
taruhida@iilac.ocn.ne.jp

遍観

すっかり暖かくなってまいりましたと書きたいところですが、春が来たかと思えば、また寒くなつて雪が降り、また暖かくなるといふ体にはとても厳しい毎日です。季節の変わり目であることを実感します。三寒四温の日々といえます。皆様も季節の変わり目は体調を崩しやすくなりますので、お体には充分お気をつけ下さい。

さて、弊社イメージプラン飛騨も新たな春に向かうべく、可児・岐阜方面への展開を進めているわけですが、おかげさまで順調に進んでおります。大きなプロモーション戦略をしているわけではございませんが、たくさんの出会いがいきつかけとなりまして、お仕事をいただけている次第です。本当にありがたいことだと思っております。ご縁というものは誠に大事なものであります。

ブドア、堀江社長です。まさに時代が大きく動いていることを痛感する出来事ですが、新しい感覚を持つた人間が現れ、既存の価値観を壊していく姿は現代の「織田信長」と言えるような気がします。たぶん、今後「豊臣秀吉」「徳川家康」のような人物も現れてくるのではないのでしょうか。日本という国が大きく揺れ始めている瞬間が今なのかもしれません。

弊社もこの時代の変化を敏感に感じ取り、成長していかなければなりません。今、考えているのが、稲式理論における自己成長過程の細分化、つまりプロセス構造の精度を向上させることです。また、プロセス管理における仕組みの構造を樽で説明していますが、さらに分かりやすいものへと厚みを増していきたいと考えています。

意識や仕組みといった形ではつかみ取りにくいとされているものを扱っていますので、なかなか大変な作業ではありますが、企業の発展に意識・仕組みは欠かすことが出来ません。これからの日本を作っていく企業こそ意識・仕組みのプロフェッショナルではないかと思えます。意識などはコンサルとして、手を出したがる分野ではないかと思えます。教科書やテキストに従って行う押し付け的なものであれば、さぞ簡単でしょうが、意識は押し付けでは出来ません。また仕組みについてもその企業の社員自らが考え、構築したものでなければ、本当に生きたものにはなりませんし、長く残っていくこともありません。コンサルがいる期間だけがすばらしい会社というのは、本当の意味での成長がないのだと思います。理想とする姿はコンサルから卒業していく企業がたくさん現れることなのです。私たちの商売を否定するようで矛盾があるかもしれませんが、それが本音です。私たちが必要とされないことこそが本当の意味での脱皮(稲式理論)だと思つたのです。

今月の紙面

特集……………一・三・四面
「ここが変わった!」
「ISO14001」
個人史伝第3回目……………四面

開運! なんでも鑑定団

中部地方は今年大忙しという感じですが、まずは、新しい空港の完成、そしてしゃちほこが地上に降るされ、名古屋城博が三月十九日より行われます。その後すぐ、二十五日から三十五年ぶりの万博、愛・地球博が開催されます。昨年は日本一を逃したドラゴンズですが、今年は前評判からとても高く、もし日本一にでもなれば、一年中中部地方が大きく扱われるような気がします。

二月一日に合併し、新しい高山市になったわけですが、高山市の合併記念イベントも開かれます。NHKの番組「土曜コメディード中でござる」の公開録画が三月二十一日に市民文化会館で行われます。また、五月八日にはテレビ東京系列「開運!なんでも鑑定団」の公開収録が市民文化会館で行われます。今、お宝をお持ちの出場者を募集しています。締め切りは三月二十五日です。社長の色紙を出したらいくらになるでしょうか?(笑)

また今年春の高山祭りとは別日(四月二十三日、二十四日)に特別屋台曳き揃えがあります。

特集

ここが変わった! ISO14001

国際環境MS

ISOの品質や環境のMS(マネジメントシステム)規格は5年毎に見直しをすることになっています。品質のISO9001は2000年に2回目の改訂がなされました。ISO14001の現規格は1996年に制定されており、今回はじめての改訂となり、ISO14001:2004は昨年11月15日、IS(国際規格)として発行されました。財団法人日本規格協会(JSA)からJISQ14001:2004と日英対訳版が発行されています。ポケット版は今年3月1日に発行される予定です。

1996年版で登録されている組織は、2004年版への移行審査を受けていたただかなければ、2006(平成18)年5月15日以降、登録証は無効になります。IAF指針のドラフト提案では、IS発行後6ヶ月間(2005年5月14日まで)を準備期間、その後の12ヶ月間(2006年5月14日まで)を移行期間と位置づけています。準備期間中は1996年版2004年版どちらの規格でも受審可能です。準備期間以後1年間は移行期間とされ、審査は2004年版で行います。準備期間における1996年版に基づく審査は、今までの審査と変わりません。この場合は、2004年版の規格

に基づく改善指摘事項(不適合)、「改善の機会」は審査所見に含めません。

今回の改訂の目的は次の2つでした。

語句の解釈で混乱を来たさないよう明確な表現に変え、規格要求事項の達成を図る。

ISO9001:2000との整合性をとる。

今回特に対応すべき要点は次の4つです。

EMS(環境マネジメントシステム)適用範囲のより厳格な設定。

間接影響につながる環境側面管理の重視。

法的及び組織が同意するその他の環境上の要求事項の重視。

裁量範囲の決定。

以上の項目はいずれも組織に対するインパクトが大きいものです。自己の裁量で定めていくべき項目が多くなったと言えます。それでは、改訂について細かく見ていきましょう。

1.はじめに

ISO14001:1996(現行規格)に追加や削除された規格要求事項はありません。改訂の主旨は規格要求事項に出てくる文章の解釈をし易くするために明確な表現にしよ

うとするものです。それと2000年に改訂がなされたISO9001:2000との両立性を図ろうとしています。ここで注意すべきことは、表現が変わることにより正確な対応を求められているということです。

2. 認証を受ける場合に定める適用範囲について

(1) 対象とする環境側面のとらえ方については、次のように変わっています。

現状では「管理できかつ、影響が生じると思われる環境側面に適用する」との表現であり、その解釈として「管理できる範囲内で影響が生じると思われる環境側面」と受け止められがちでした。そこで、これを明確にするために「管理できる側面及び影響力を発揮できる側面」とされています。

これにより、自組織の適用範囲をどのようにして定めたかチェックし、見直す必要があります。

(2) つぎにこの規格を適用したことを実証する手段として、現状では次の2つがあります。

外部組織即ち審査機関による審査登録

自己決定し自己宣言する方法

これに「外部の人又は団体による自己宣言の確認」が付加されました。

次ページにつづく。

3. 環境マネジメントシステム要求事項について

(1) 一般要求事項

「環境マネジメントシステムを文書化し、実施し、継続的改善すべきこと」が付加され、さらに「組織はどのようにして要求事項を満たすかを決定する」という表現が付加されています。これにより自組織が遵守すべき事項をどこまで付加するかを定める必要があります。

(2) 法的及びその他の要求事項環境マネジメントシステムの策定・実施・維持をするに際し、法的要求事項を確実に配慮することが求められています。

(3) 目的、目標及びプログラム

目的、目標を達成するために各部門毎にプログラムを策定しますがそれに「測定可能なこと及び方針との整合がとれていること」が付加されました。

(4) 資源、役割、責任及び権限

資源として人的資源、技能・技術及び資金を含むと定義されていますが、それに「内部インフラストラクチャー」が加えられました。

(5) 文書化・文書管理 ISO 9001:2000との整合がとられ、ISO 9001で定められている規定がそのまま活用できます。

(6) 監視及び測定

監視・測定機器を管理するのに「文書化した

手順」を定めることが求められていましたが、単にその「手順」を定めればよいと変更されました。

(7) 遵守の評価(環境上の法的要求事項の遵守についてタイトル新設)

法的要求事項の遵守について「文書化した手順」を定めることが求められていましたが、単にその「手順」を定めればよいと変更されました。また遵守していることを定期的評価することが付加されています。

(8) 記録

現在、要求事項への適合を示すに必要な環境記録を求められていますが、これに次の項目が付加されています。

法規制及びその他の要求事項の遵守評価

手順の実施状況及び達成した結果

また、訓練、監査、見直し等要素毎の記録要求は逆に削除されました。

(9) タイトル

規格要求事項の項番につけられているタイトルがつぎの5項目について変更されています。

4.4.1 「体制及び責任」 「資源 役割、責任及び権限」

4.4.2 「訓練、自覚 能力」 「力量、教育訓練及び認識」

4.4.4 「環境マネジメントシステム文書」 「文書化」

4.5.4 「環境マネジメントシステム監査」 4.5.5 「内部監査」

4.6 「経営層による見直し」 4.6 「マネジメントレビュー」

4. 組織が対応すべき要点

(1) はじめに

規格要求事項の追加・削除はないのですが、内容説明が丁寧に表現されたことに対して自組織がそれに対応しているかチェックする必要があります。また、付加された事項については対応する必要があります。

(2) 環境マネジメントシステム(EMS)適用範囲のより厳密な設定

EMSの適用範囲を厳密に定める。

特に組織の一部に適用する場合、その境界を明確にする。適用範囲内の活動、製品、サービスの全てがEMSの対象とする。

配慮すべきこと

EMSの境界をどう選択するかは組織の判断であるが、社会的信頼を得るようにする。除外する場合は、その部分について十分な説明をする。

次ページにつづく。

(3) 間接影響につながる環境側面管理の重視

管理できる側面に加えて、組織が影響を与えることができる側面の内組織が特定した範囲とする。従来の表現では「管理できる側面」の内の「影響を及ぼしうる側面」と狭く解釈できたので、これを排除した。

付属書Aにおいて環境側面の記述が整理され配慮事項が分かりやすくなる。

間接影響につながる環境側面管理の重視

a. 対象

環境側面に適用される法的要求事項
組織が同意するその他の環境上の要求事項

b. 手順の要求
特定し参照する。

組織の環境側面にこれらの要求事項をどのように適用するかを決定する。

確実な配慮の要求（現要求事項での表現は「〜特定し、参照できる〜」）

EMSの策定・実施・維持に際して確実に配慮すること。

遵守の定期的評価

(4) 裁量範囲の決定（組織が自分で何をどのように、と決めていく項目が増加）

どのように要求事項を満たすか決定する。(4・1)

環境側面の特定範囲（間接影響）を決定する。(4・3・1)

環境側面、EMSに関する教育・訓練のニーズを特定する。(4・4・2)

著しい環境側面に関する情報開示の方法を確立する。(4・4・3)

計画・運用に必要な文書・記録を特定する。(4・4・4及び4・4・5)

要求事項に対する遵守の定期的評価をする。(4・3・2及び4・5・2)

60年の歩み



第3回

この個人史伝は、当社社長、下裏の六十年の歩みをひも解いていく超大型(?)連載です。

私が自分の将来の夢を始めて抱いたのは、小学生のときでした。

今でも学校では劇の発表会があると思いますが、私の時代にも劇の発表会がありました。私は劇の中で学校の先生役をやったことがあります。その時、学校の先生になるかと思ったのです。劇で先生役をやったというかわいい理由からでしたが、もうこのとき人に何かを与えることの出来る職業に就きたいという思いが芽生えたのです。

では、経営コンサルタントになりたいと思ったのは、いつかということになりましたが、それは私が中学2年のときから抱き続けていた夢です。中学2年のとき、父のところから第2次世界大戦の戦友の方が東京から来ました。その方は経営コンサルタントでした。その方の方にあこがれ、そして経営コンサルタントにあこがれました。このとき、私の歩みの方向性が生ま

れました。その方に手紙を出したことを覚えています。どうしたら経営コンサルタントになれるのかと。まずは高校にいきなさいと言われ、神岡の船津高校に入学しました高校を卒業して、その先の進路に悩みましたが、経営コンサルタントになるのであれば、まずは銀行員になりなさいという周りからの助言もあり、飛驒信用組合に就職いたしました。

編集後記

今回の新飛泉 いかがだったでしょうか? ISO14001の記事のボリュームが思いのほか大きくなり、紙面の大半を割く結果になってしまい、予定していた記事がかなり削除されてしまいました。申し訳ございません。次号以降でまた掲載いたしますのでご容赦下さい。

また、今回の新飛泉は文字ばかりになってしまいました。次号からはもう少し絵や写真等を使って見やすい紙面を作っていくことを思っています。

それでは、また次号でお会いしましょう。